

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香美市教育長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和元年6月5日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 措置を講じた部署
生涯学習振興課

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和元年5月22日

(2) 措置通知年月日 令和元年6月5日

(3) 指摘事項

香美市文書事務取扱規程第22条に基づき、作成すべき起案文書が作成されていなかった。

(4) 措置等の内容

指摘事項については、今後、法令・条例等の関係法令を遵守し、適正な業務執行に努めます。